

議案第 4 号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年川崎市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「職員」の次に「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第 4 号中「定められている職員」の次に「（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の算定方法により算定した額を基準として 実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に係る補償基礎額を平均給与額の算定方法により算定した額を基準として実施機関が市長と協議して定める額とするため、この条例を制定するものである。